森田会規約

奈良市油阪町456番地

森 田 会

森 田 会 規 約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、森田会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、経営者としての人格教養及び経営能力を高め、企業の社会的責任を自覚するととも に、会員相互の啓発、親睦を図り、より一層の事業発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、その目的達成のため、次の事業を行なう。

- 1. 経営に関する研修会・講演会の実施
- 2. 会員相互間の親睦と情報交換
- 3. その他、本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第4条 本会の会員は、次の2種類とする。

- 1. 正 会 員
- 2. 特別会員

(正会員)

第5条 税理士法人 森田会計事務所の顧問会社並びに個人で事業者並びに事業継承者を正会員と する。

(特別会員)

第6条 第5条で定める者以外で、2名の正会員が推薦するもので役員会においても承認されたもの を特別会員とする。

(入会の申込)

第7条 本会に入会を希望する者は、入会申込書に必要な事項を記入の上、事務局に提出しなければ ならない。

(会費の納入)

第8条 正会員並びに特別会員は所定の期日までに会費を次の通り納入しなければならない。

- 1. 正 会 員 年額 15,000円
- 2. 特別会員 年額 20,000円

但し、年度途中に入会する者については、月額按分とする。また同伴者1名につき 3,000円徴収致します。 (退 会)

第9条 本会を退会しようとする正会員、特別会員はその年度の会費を納入して、事務局に報告 しなければならない。

第3章 総 会

(総会の編成)

第10条 本会の総会は、正会員のうち会長・副会長・幹事・会計をもって構成する。

(総会の種類)

第11条 本会の総会は、定時総会と臨時総会の2種類とする。

(総会の招集)

- 第12条 定時総会は、毎年11月に会長が招集する。
 - 2. 臨時総会は次に掲げる場合に会長が招集する。
 - (1)会長が必要と認めたとき
 - (2) 役員会が招集の必要を決議したとき

(総会の議長)

第13条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の決議)

第14条 総会は、総会構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は、本規則に特に 定めるもののほか、出席者の過半数をもってこれを議決する。

第4章 役 員

(役員の種類及び数)

第15条 本会の役員は次のとおりとする。

- (1)会 長 1名
- (2)副 会 長 3名
- (3)幹 事 10名程度
- (4)会 計 5名程度
- 2. 役員の選任方法については別に定める。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。

(顧 問)

- 第17条 本会は、顧問若干名を置く事ができる。
 - 2. 顧問は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。

第5章 役 員 会

(役員会の構成)

第18条 本会の役員会は、会長・副会長・会計をもって構成する。

(役員会の召集)

第19条 役員会は原則として、年3回以上随時会長がこれを召集する。

(役員会の議長)

第20条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

第6章 例 会

(例 会)

第21条 本会は、年3回以上の例会を開催するものとする。

第7章 会 計

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。

(会計)

第23条 本会の会計は、会費・寄附金、その他の収入をもってこれにあてる。

第8章 雑 則

(事務局)

第24条 本会の事務を処理するため、税理士法人 森田会計事務所(奈良市油阪町456番地)に事務局を置く。

(特別事項)

第25条 本規約に定めるもののほか、特別な事項については役員会の議を経て定める。

付 則

1. 本規約は、令和元年10月30日より施行する。